広島大学における研究評価について

広島大学は、国立大学法人化を契機にマネジメントと評価の見直しを行った。これにより、前回の意見交換（平成１６年度実施）時に把握できた平成１５年度までの評価から大きく変わった。
広島大学では、社会ニーズの把握と情報発信、研究意識の高揚や融合研究に取り組むために、学部や研究科の枠を越えた新しい形態の研究組織として、時限のプロジェクト研究センターを設置し、活動状況の中間評価を通して活動の活性化を行うとともに、大学の研究戦略の方向性を探っている。

１．広島大学の概要

１－１　基本理念

広島大学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神と、「平和を希求する精神」「新たなる知の創造」「豊かな人間性を培う教育」「地域社会・国際社会との共存」「絶えざる自己変革」という理念５原則に基づき、社会に貢献できる優れた人材を育成し、科学の進歩・発展に貢献しつつ、「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」を目指している。

具体的な目標としては、次の９項目を掲げている。

① 教育活動と研究活動のいずれにおいても、国際的に上位にランクされ、特筆すべき教育研究を進めている最高水準の教育研究機関となることを目指す。
② 学術研究のレベルを高めるための重点計画を策定するとともに、「世界トップレベルの研究」の達成を目指すための環境を整備し、次世代の学術をリードし知的文化の創造に発展し得る研究シーズを育成する。
③ 大学院においては、国内外の拠点大学として、研究と直結した教育を充実させ、質の高い課程博士を輩出し、国際的に活躍できる研究者を養成するとともに、実践的な教育を充実させ、社会的・国際的に通用する高度専門職業人を養成する。
④ 学士課程においては、到達目標型教育の下での教育プログラムによって、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を社会に送り出す。
⑤ 教育・研究とともに本学の重要な使命である社会貢献を果たすために、地域社会と緊密な連携を構築し、多様な社会的ニーズに的確に対応する。
⑥ グローバル化社会における大学として国際競争力を強化し、教職員・学生の国際的な場での活動を促進するとともに、国際的な交流・連携・協力体制を整備する。
⑦ 「人材、施設、財源」を一括管理して全学的視野で大学運営の目標・計画を設定し、全学的立場からこれを実施する。
⑧ 公正な能力・業績評価システムの下で、教職員が自らの潜在的能力を十分に発揮できる環境を創る。
⑨ 教育・研究、社会貢献などの諸活動と効率的な組織運営を支える基盤的な情報通信環境を

充実し、情報メディアに関する教育研究組織ならびに支援体制を整備する。また、教職員・学生間の情報の共有と社会に対する情報公開を促進し、積極的な広報活動を行う。

１－２　教育研究組織（資料１参照）

１－３　教員数（平成１９年５月１日現在）

教授	５９２名
准教授	４６２名
講師	１０２名
助教	４３３名
助手	２３名
教諭	２２０名
合計	１，８３２名

※ 学長・理事・監事は含まない。

１－４　学生数（平成１９年５月１日現在）

学部学生	１１，０３６名	留学生内数　７６名
修士課程（博士前期）	２，５０９名	留学生内数　２４９名
博士課程（博士後期）	１，７４９名	留学生内数　２５４名
法科大学院　専門職学位課程	１８７名	留学生内数　０名
合計	１５，４８１名	留学生内数　５７９名

１－５　収入・支出（平成１８年度決算）

収　入　（単位：百万円）

区　分	金　額
運営費交付金	２９，４６０
施設整備費補助金	２，０５６
船舶建造費補助金	１，１７６
施設整備資金貸付金償還時補助金	－
補助金等収入	２２５
国立大学財務・経営センター施設費交付金	－
自己収入	２７，６６０
授業料、入学料及び検定料収入	９，０３０
附属病院収入	１８，２４４
財産処分収入	１６
雑収入	３７０
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	４，３９９
長期借入金	－
貸付回収金	－
承継剰余金	１
旧法人承継積立金	－
目的積立金取崩	１，０７３
計	６６，０５０

支　出　（単位：百万円）

区　分	金　額
業務費	４５，５３３
教育研究経費	２８，６４２
診療経費	１６，８９１
一般管理費	６，７１８
施設整備費	２，０５６

船舶建造費	１，１７６
補助金等	２２５
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	４，２６９
貸付金	－
長期借入金償還金	２，１７５
国立大学法人財務・経営センター施設費納付金	－
計	６２，１５２

科学研究費補助金・外部資金　（単位：百万円）

区　　分	金　額
科学研究費補助金	２，６７６
共同研究	５１０
受託研究	１，３２２
寄附金	１，４６０
受託事業	５９０
計	６，５５８

２．マネジメント体制

広島大学は、平成１９年５月より、学長から裁量権と執行権が委譲された理事が中心となりマネジメントを行う体制とした。５名の理事の内２名を副学長とし、うち１名を教育担当、もう１名を研究担当としている。さらに理事を補佐する副理事を置き、理事が責任を持って職務を遂行している。また、学長及び理事が、社会に対する説明責任や教育責任を果たす形の運営になっている。

学長が提示した「大学運営改革プラン」の具体的な取り組みとして、「計画推進会議」を設置するなどマネジメントレビュー体制を整備し、中期目標・中期計画の進捗状況を確認するとともに、問題点を整理し、改善及び計画の推進方策について、各組織へ周知している。

また、研究の分野では、国際面を特に重視して国際担当の副理事を置き、大学として初めて北京に海外拠点を設け、中国をはじめとするアジア諸国との連携を行っているとともに、外部資金担当の副理事を置くことで資金面を強化し、国際競争力のある大学づくりを目指している。

さらに、原爆放射線医科学研究所を設置し、広島・長崎が責任を持って研究すべき分野として位置付けるとともに、２１世紀ＣＯＥの拠点ともなっている。

３．評価体制

国立大学法人化を契機に評価体制も一新されたが、全学組織としての評価委員会は継続して設置されている。評価委員会は、中期目標・中期計画に対する全学的な視点からの点検・評価及び国立大学法人評価委員会や第三者評価機関等の外部評価への対応並びに学長指示による評価活動を行うために設置された。また、評価結果の反映の仕組みについても、評価委員会において検討することとしている。

評価委員会の具体的な機能は、次の９項目となっている。①広島大学における評価に関する基

本方針を企画立案する。②中期目標及び中期計画に対する意見を述べる。③中期目標及び中期計画に基づいて、理事及び部局等の長が行う業務評価に対する意見を述べる。④特定のテーマについて、理事及び部局等の長にかかわる業務の横断的評価を行う。⑤理事及び部局等の長における評価に関する業務及び監事監査との連絡調整を行う。⑥総務室と連携し、教員活動データベースなど、評価に関する各種データベースの設計を行う。⑦国立大学法人評価委員会の行う評価及び認証評価機関等への対応を行う。⑧評価に関する情報収集と調査研究を行い、その結果に基づき、評価に関する基本政策を学長に提言する。⑨評価者の開発プログラムの検討を行う。

評価委員会の委員長は学長が任命する。委員は、全学的な視点と各専門分野の専門性に配慮し、教育研究活動と評価に識見を有する教員１３名及び大学運営と評価に識見を有する職員３名その他学長が必要と認めた者３名から構成される。

４．大学として実施されている評価

広島大学では、大学における学際的・先端的研究活動の一層の活性化とその活動についての理解を社会に広めるために、自律的で自由な発想の下で学部や研究科の枠を越えた新しい形態の研究組織として、時限の「プロジェクト研究センター」を平成１５年４月１日より設置している。今後の研究展開によって国際的基準で高い評価を受けるポテンシャルをもつと考えられる学術研究組織にプロジェクト研究センターの名称を与え、重点育成を推進している。プロジェクト研究センターの設置に当たっては、原則として定員措置や研究場所の供与は行わず、構成する教員等が自ら外部資金等を獲得した上で研究を進めることとしている。

プロジェクト研究センターの主な事業は、①特色ある優れた課題をもつ研究及び調査、②研究及び調査の成果の発表、③研究会、講演会、講習会等の企画及び開催、④受託研究、科学研究費、寄附金等による研究プロジェクトの受入、であり、これにより期待される主な効果は、次の５項目である。①学内の優れた研究・調査活動を、大学として認知することによって、大学の個性と特色を学内外に広くアピールすることができる。②先端的研究を推進しながら社会のニーズに応じた研究組織のスクラップ＆ビルドが可能になる。③研究組織を構成することによって、大型の外部研究資金獲得のためのアピール度が高くなる。④大学の優れた研究・調査活動を学内外に広く周知させることによって、国内外の研究機関等との人事交流などや学術研究の活性化が期待できる。⑤「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」を目指す広島大学の研究戦略の一環として、将来の「世界的研究拠点」候補と成り得る研究プロジェクトチームを育成できる。

平成１５年度に４１件、平成１６年度に８件、平成１８年度に１４件、平成１９年度に６件のプロジェクト研究センターが２～５年の設置期間を付され、評価を受けながら研究が進められてきた。

以下、プロジェクト研究センターに関する評価について概説する。

プロジェクト研究センターに関する評価

１）評価の目的

プロジェクト研究センターの活動状況を中間評価し、今後の活動に資するとともに、大学

の研究戦略の方向性を探ることを目的とする。

２）評価組織

学術室において、評価を行う。

学術室は、研究担当理事・副学長を室長とし、室長が指名する兼任教員及び専任事務職員と、部・センター及び部局から参画する事務職員により組織されている。プロジェクト研究センターの自己点検・評価だけでなく、研究の高度化や活性化を推進するための企画立案、研究拠点形成推進のための企画立案、学術情報の収集・調査・分析、国際化を推進するための企画立案、研究・国際化・図書館活動にかかわる全学の中期目標・中期計画の立案・企画、研究センター群の活動の支援と改善等を行っている。

３）評価方法

評価時期

研究の進捗状況に合わせて中間評価を行う。

評価項目

シンポジウムの数、外部資金応募・獲得、研究成果発表、研究者の人事交流状況、研究計画の進捗・達成状況

評価方法

センター毎に報告書を提出し、これを基にセンターの設置効果を評価する。

４）評価結果の活用

評価結果は、各プロジェクト研究センターのその後の活動に役立てる、また、大学の研究戦略の方向性に反映させる。

５）特記事項

評価内容は戦略的な要素を含んでいるので、評価結果の公表は学内の会議のみにとどめている。

５．その他特記事項

５－１　データベースシステムの改良

広島大学では、業務システムの有効活用を図るため、データウェアハウス（ＤＷＨ）を構築している。その１つのシステムとして、教員の活動状況をデータとして蓄積する教員活動状況調査システムがあり、本システムは、一度のデータ入力で、様々な業務で利用できるように構築している。入力項目は、独立行政法人科学技術振興機構（ＪＳＴ）が運営する研究開発支援総合ディレクトリ（ＲｅａＤ）と互換性のある作りとなっており、広島大学の研究者総覧やＲｅａＤ、独立

行政法人大学評価・学位授与機構の大学情報データベース等にも情報提供が可能である。

また、ＤＷＨでは、人事・財務会計等の業務のデータに日々蓄積されていくデータや、その他のシステム・データベースのデータを取り込み、それらから導き出された資料を、欲しい時に即座にレポートとして出力することにより、効果的かつ迅速な自己点検・評価活動への活用を図る。また、現在のデータから将来予測データを作成し、それを基にしたシミュレーションや事前対策を行うことも視野に入れている。

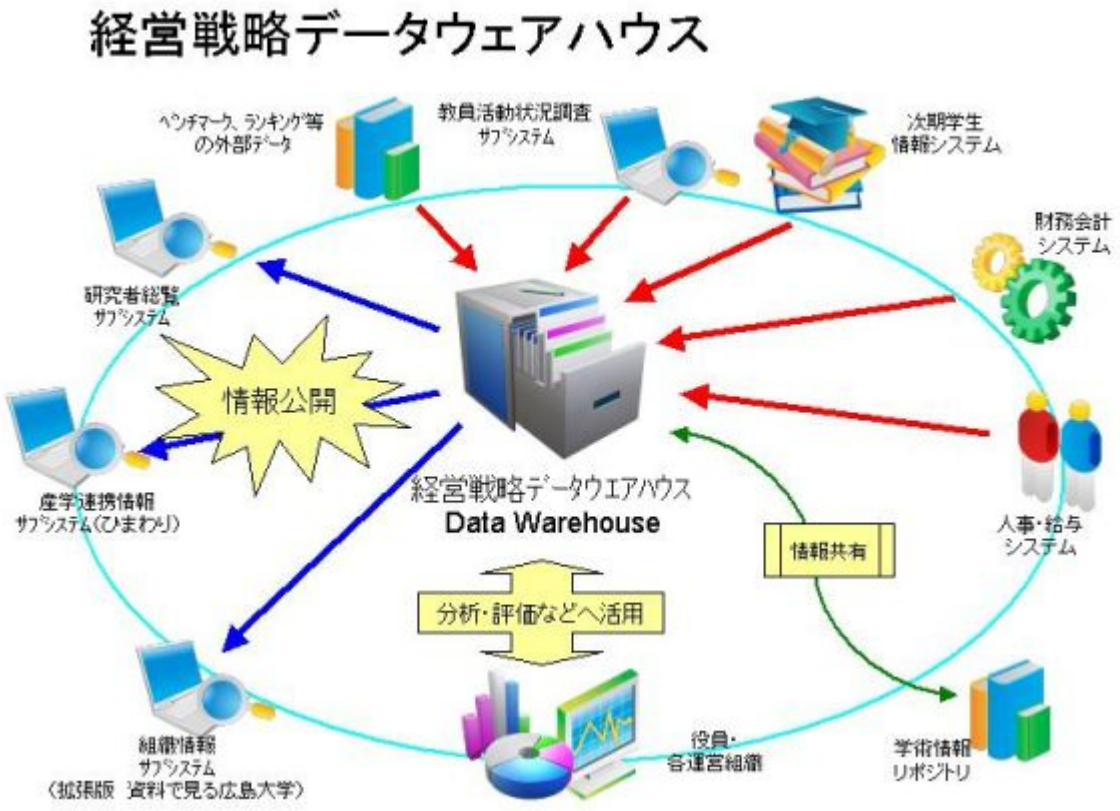

６．部局で実施されているマネジメント・評価

広島大学では、基本方針を大学が策定した上で個人評価や外部評価を部局単位で行っており、各部局において評価項目の作成や評価者の人選等が行われている。

ここでは、医歯薬学総合研究科における評価・マネジメントについて概説する。

６－１　医歯薬学総合研究科におけるマネジメント

医歯薬学総合研究科は、医学、歯学、薬学の三分野が融合した我が国初の研究科として、平成１４年４月に設置された。研究科は創生医科学専攻、展開医科学専攻、薬学専攻で構成され、従来の部局の枠を越えた新たな研究者集団を形成し、国際的競争力を持つプロジェクト研究を積極的に推進するとともに、これらを通じて豊かで幅広い学識と高度な研究能力を有する研究者・教育者及び高度専門職業人を養成している。

医歯薬学総合研究科の３つの専攻

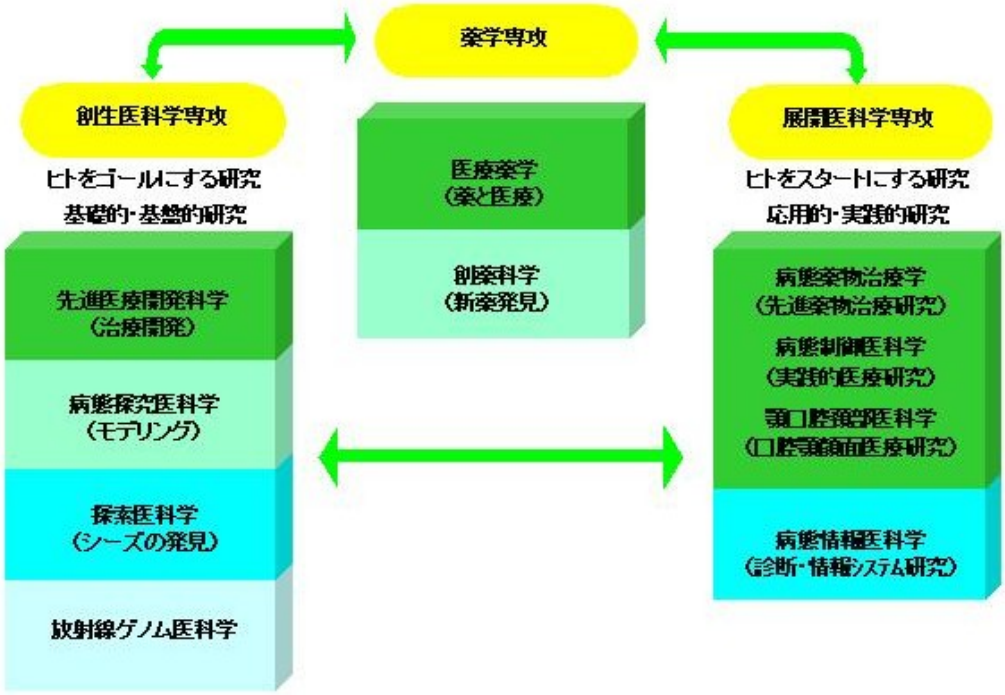

研究科長と教育担当・研究担当・外部資金担当の副研究科長３名を中心に、１０名の構成員で開催される研究科長室会議が、大学院の教育研究を掌握している。例えば事務職員の配置に関しては、研究科長裁量経費で雇用し、科学研究費補助金の動向調査、大型資金獲得のための調査及び大型プロジェクトを獲得した教員に対する事務支援等を行っている。

意思決定は、教授会及び代議員会（月一回開催）で行われる。代議員会で決定された事項は、代議員がそれぞれの専攻に持ち帰り報告会などを開催して伝達している。

部局の自律性が尊重されているが、例えば年度計画に関しては、毎年、大学の中期目標・中期計画にかかる計画が決められた後各部局の年度計画を策定する等、全学での目標・計画と部局の目標・計画に齟齬が生じないようにしている。

６－２　医歯薬学総合研究科における評価

医歯薬学総合研究科には研究科独自の評価委員会が設置されている。委員は全学の評価委員会の委員も兼ねているので、全学の評価委員会の決定事項がそのまま医歯薬学総合研究科の評価委員に伝わることとなっている。

教員の評価としては、外部資金の獲得状況の評価や外部評価委員による評価が行われている。また、研究活動の活性化、意識向上と質的向上を図るためにすべての教員に対し任期制を導入し、任期制に関する評価基準で評価を行っている。

７．文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成１９年１０月３１日に広島大学のマネジメント及び評価担当者との意見交換を実施し、広島大学におけるマネジメント及び評価活動を確認した。

意見交換には、研究開発評価推進検討会委員である桜井誠人氏（宇宙航空研究開発機構 総合技術研究本部主任研究員）及び永田潤子氏（大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授）に同席いただいた。後日、両委員から、下記のコメントが寄せられた。

１）大学全体について

区　　分	コ　メ　ン　ト
マネジメントについて	○ 長期プラン、中期計画等において推進の方向を定めている。グローバルＣＯＥ申請などは学長の判断で提案を絞り込んでいる。 ○ 新学長アクションプランは、「平和」を中心にして環境と伝統ある教育を定めている。特に研究戦略として構築公開したものはない。 ○ 平成１５年度よりプロジェクト研究センターを設置し、社会ニーズの把握と情報発信、研究意識の高揚や融合研究に取り組んでいる。また、「ひろしま」という独自性を活かした平和に関する研究、放射線分野の研究など軸を立てて研究を実施している。
マネジメントに必要な情報収集	○ 学長による学科・専攻巡りやオフィスアワーを実施し、情報を収集している。 ○ 研究に打ち込める環境を整備するために、「雑用に関する調査」の実施や「研究費の使いやすさ」について意見を聞くなど、実際的な改善に積極的に取り組んでいる。
評価活動について	○ 評価活動体制については部局と全学それぞれで構築しているが、データベースの構築にあわせ評価作業事務の効率化（入力すればさまざまな評価に対応可）を実施している。また、個人評価をスタートし、確立を目指している。
内部における研究評価活動の実施状況	○ 各部局評価、法人評価委員会（各部局から委員選出）で、内部評価及び外部評価を実施している。
学外競争的資金との関わり	○ 目標額などは定めていないが、大型の資金を取ると、研究スペースと助教を特別に配置する等の人的サポートを獲得できる。また、科学研究費補助金の申請件数を上げるため、若手研究者で、科学研究費補助金に申請したが採択されなかった研究について、学内再チャレンジ資金に応募すれば５０万円程度配分される制度がある。 ○ 外部資金担当の副理事を置き積極的に獲得を目指している。
第三者評価への活用	○ 外部アドバイザーや学術顧問を置き、活用している。
マネジメントと評価との関係	○ 人文系よりも自然科学系の方が、外部資金獲得の点でアクティビティが高く見える。 ○ 広島大学プロジェクト研究センターを設置し、研究意識の高揚、PR 効果を目指している。 ○ 研究のインセンティブについて大学内で検討を重ねており、研究成果により研究費の配分を変えたり、研究に専念できる時間の確保など実施している。

２）部局（医歯薬学総合研究科）について

区　　分	コ　メ　ン　ト
マネジメントについて	○ 学生獲得のために工夫が必要であると感じている。 ○ 医歯薬学総合研究科の取り組みについてお聞きしたが、融合による新たな研究創出にチャレンジしている。
マネジメントに必要な情報収集	○ 研究のニーズとシーズ把握を広報誌に工夫をこらし、実施している。
マネジメントのプロセス	○ ３つの専攻の分け方は、新しいものがうまれるように工夫している。
評価活動について	○ 医学・歯学・薬学おのおので評価している。

		○　部局の自律と全学の統一のバランスを取りながら、部局で試行錯誤しながら実施しているように見受けられた。
	内部における研究評価活動の実施状況	○　業績サマリーを教員各員が２０分くらいで発表し評価する。 ○　全学の評価に併せ、自己評価を実施している。
	学外競争的資金との関わり	○　研究環境（研究機器）を整備することが研究の成果を推進するので、研究費獲得に積極的に取り組んでいる。
	第三者評価への活用	○　薬学部では、平成２１年度以降に第三者評価を予定している。
マネジメントと評価との関係		○　研究科長の裁量経費で独自に事務職員の雇用を行っている。 ○　研究マネジメントに関し、新たな研究を生むために、民間薬品会社との共同研究を積極的に推進するよう努力している。

３）その他のコメント

○　教授会と代議員会を開催している。また、会議時間の短縮を図っている。
○　研究費はなるべく使いやすいよう、使用する際の規制をなくす努力をしている。
○　平和研究としての貧困解決に関する取り組みは期待できる。
○　プロジェクト研究センターを置き、企業との連携や国際研究や学内での融合研究などが推進されていた。特に、資金を付与するのではなく、ネーミング効果（申請が認められれば「プロジェクト研究センター」の呼称を使用できる）による対外的な PR や研究拠点の意識の高揚策はユニークであった。

教育研究組織（平成19年5月1日現在）

学部

- 総合科学部
  - 総合科学科
- 文学部
  - 人文学科
- 教育学部
  - 第一類（学校教育系）
  - 第二類（科学文化教育系）
  - 第三類（言語文化教育系）
  - 第四類（生涯活動教育系）
  - 第五類（人間形成基礎系）
- 法学部
  - 法学科
- 経済学部
  - 経済学科
- 理学部
  - 数学科
  - 物理科学科
  - 化学科
  - 生物科学科
  - 地球惑星システム学科
- 医学部 ※
  - 医学科
  - 保健学科
- 歯学部 ※
  - 歯学科
  - 口腔保健学科
- 薬学部 ※
  - 薬学科
  - 薬科学科
  - 附属薬用植物園
- 工学部
  - 第一類（機械システム工学系）
  - 第二類（電気・電子・システム・情報系）
  - 第三類（化学・バイオ・プロセス系）
  - 第四類（建設・環境系）
- 生物生産学部
  - 生物生産学科
  - 附属練習船豊潮丸

※ 医学部・歯学部・薬学部 附属医療人教育開発センター

大学院

- 総合科学研究科（博士課程）
- 文学研究科（博士課程）
- 教育学研究科（博士課程）
  - 附属幼年教育研究施設
  - 附属教育実践総合センター
  - 附属障害児教育実践センター
  - 附属心理臨床教育研究センター
- 社会科学研究科（博士課程）
  - 附属地域経済システム研究センター
- 理学研究科（博士課程）
  - 附属臨海実験所
  - 附属宮島自然植物実験所
  - 附属両生類研究施設
  - 附属植物遺伝子保管実験施設
  - 附属理学融合教育研究センター
- 先端物質科学研究科（博士課程）
- 保健学研究科（博士課程）
  - 附属先駆的看護実践支援センター
- 工学研究科（博士課程）
- 生物圏科学研究科（博士課程）
  - 附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター
- 医歯薬学総合研究科（博士課程）
- 国際協力研究科（博士課程）
- 法務研究科【法科大学院】
  - 附属リーガル・サービス・センター

専攻科

- 特別支援教育特別専攻科

附置研究所

- 原爆放射線医科学研究所
  - 附属国際放射線情報センター

病院

- 病院
  - 歯科診療所

図書館

- 中央図書館、東図書館、西図書館、医学分館、東千田分室

全国共同利用施設

- 放射光科学研究センター

中国・四国地区国立大学共同利用施設

- 西条共同研修センター

学内共同教育研究施設

- 高等教育研究開発センター、情報メディア教育研究センター、自然科学研究支援開発センター、留学生センター、産学連携センター、ナノデバイス・システム研究センター、教育開発国際協力研究センター、保健管理センター平和科学研究センター、環境安全センター、総合博物館、地域連携センター、北京研究センター、宇宙科学センター、外国語教育研究センター、文書館、医療社会連携センター、スポーツ科学センター、HiSIM研究センター、先進機能物質研究センター

学内共同利用施設

- ハラスメント相談室

附属学校

- 附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属幼稚園、附属東雲小学校、附属東雲中学校、附属三原小学校、附属三原中学校、附属三原幼稚園、附属福山中学校、

資料２

広島大学評価委員会規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則第 119 号

（趣旨）
第 1 条　この規則は，広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 27 条の規定に基づき，広島大学評価委員会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第 2 条　広島大学(以下「本学」という。)に，大学評価に関する諸事項に対応するため，広島大学評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。
（組織）
第 3 条　委員会は，次に掲げる委員で組織する。
(1)　全学的な視点と各専門分野の専門性に配慮し，教育研究活動及び評価に識見を有する教員数人
(2)　大学運営と評価に識見を有する職員若干人
(3)　その他学長が必要と認めた者若干人
2　委員は，教育研究評議会の議を経て学長が任命する。
3　委員の任期は，2 年とし，7 月 1 日に任命することを常例とする。ただし，7 月 2 日以降に任命された場合の任期は，その任命の日から起算して 1 年を経過した日後最初の 6 月 30 日までとする。
4　委員の再任は，妨げない。
（所掌業務）
第 4 条　委員会は，次に掲げる事項について審議し，その業務を処理する。
(1)　本学における評価に関する基本方針の企画立案に関すること。
(2)　中期目標及び中期計画に対する意見に関すること。
(3)　中期目標及び中期計画に基づいて理事，部局等の長(以下「理事等」という。)が行う業務評価に対する意見に関すること。
(4)　特定のテーマについて理事等にかかわる業務の横断的評価に関すること。
(5)　理事等における評価に関する業務及び監事監査との連絡調整に関すること。
(6)　総務室と連携し，教員活動データベースなど評価に関する各種データベースの設計に関すること。
(7)　国立大学法人評価委員会の行う評価，認証評価機関などへの対応に関すること。
(8)　評価に関する情報収集及び調査研究を行い，その結果に基づき，評価に関する基本政策を学長に提言すること。
(9)　評価者の開発プログラムに関すること。
(10)　その他評価に関すること。
（会議）
第 5 条　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員のうちから学長が任命する。
2　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
3　委員長に事故があるときは，副委員長が，その職務を代行する。
第 6 条　委員会は，陪席者として委員以外の者及び学生の出席を認めるものとする。
2　委員会は，必要と認めたときは，委員以外の者及び学生の出席を求め，その意見を聴くことができる。
（評価部）
第 7 条　委員会に，第 4 条に定めた業務の支援を行うため，評価部を置く。
2　評価部に関し必要な事項は，委員会が定める。
（事務）
第 8 条　委員会の事務は，学長室において処理する。
（評価組織連絡協議会）

第9条　委員会と各理事室，各学部，各研究科，原爆放射線医科学研究所，病院，全国共同利用施設及び各学内共同教育研究施設(以下「部局等」という。)の評価組織との連携を図り，本学における評価活動の円滑な運営を行うため，評価組織連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

2　連絡協議会は，次に掲げる委員で組織する。

(1)　委員会委員

(2)　部局等の評価組織から当該部局等が選出する者各1人

(3)　その他委員会が必要と認めた者若干人

3　連絡協議会に議長を置き，委員の互選により選出する。

4　連絡協議会の運営に関し必要な事項は，委員会が定める。

(雑則)

第10条　この規則に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行後最初に任命される委員は，第3条第2項の規定にかかわらず，学長が任命するものとする。

附　則(平成17年9月27日規則第120号)

この規則は，平成17年10月1日から施行する。

附　則(平成18年3月20日規則第22号)

1　この規則は，平成18年3月20日から施行する。

2　この規則の施行の際現に委員である者の任期は，この規則による改正後の広島大学評価委員会規則第3条第3項の規定にかかわらず，平成18年6月30日までとする。

附　則(平成18年6月27日規則第104号)

この規則は，平成18年7月1日から施行する。

附　則(平成19年7月17日規則第157号)

この規則は，平成19年7月17日から施行し，この規則による改正後の広島大学評価委員会規則の規定は，平成19年5月21日から適用する。